

# ジャパン・バンク・ハイブリッド証券ファンド (限定追加型／繰上償還条件付)2012-07

## 投資信託説明書(交付目論見書)

追加型投信／海外／その他資産(ハイブリッド証券)



### 商品分類及び属性区分

#### 商品分類

#### 属性区分

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	その他資産 (ハイブリッド証券)	その他資産 (ハイブリッド証券)	年4回	グローバル (日本を除く)	為替ヘッジあり (フルヘッジ)

商品分類及び属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。

なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

#### 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

- 電話番号:03-5290-3519 (受付時間:営業日の午前 9 時~午後 5 時)
- ホームページ:<http://www.sjnk-am.co.jp/>

〔委託会社〕〔ファンドの運用の指図を行う者〕

#### 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号

設立年月日:1986年2月25日

資本金:1,550百万円(2012年5月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額 233,286百万円(2012年5月末現在)

〔受託会社〕〔ファンドの財産の保管及び管理を行う者〕

みずほ信託銀行株式会社

●本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

●この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「ジャパン・バンク・ハイブリッド証券ファンド(限定追加型／繰上償還条件付)2012-07」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年6月26日に関東財務局長に提出し、平成24年7月12日にその効力が発生しております。

●当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

当ファンドは、主に日本の金融機関グループ(銀行本体およびそれぞれの子会社、関連会社を含みます。以下同じ。)が発行した外貨建て(米ドル建て、ユーロ建て、英ポンド建て等)のハイブリッド証券(期限付劣後債、永久劣後債、優先出資証券等をいいます。以下同じ。)への投資を通じて信託財産の成長を図ることを目的とします。

## ファンドの特色

### 1 主に日本の金融機関グループ\*が発行した外貨建て(米ドル建て、ユーロ建て、英ポンド建て等)のハイブリッド証券\*\*を主要投資対象\*\*\*とし、信託財産の成長を目指します。

\* 銀行本体及びそれぞれの子会社、関連会社も含みます。

\*\* ハイブリッド証券とは、株式と債券の両面の性格を持った証券で、劣後債(期限付劣後債、永久劣後債)、優先出資証券等を言います。

\*\*\* 投資対象とするハイブリッド証券は、信託期間満了前に次回の繰上償還可能日を迎える銘柄を中心とします\*。保有する証券が償還した場合は、原則、前記の投資対象とするハイブリッド証券に再投資を行いますが、ハイブリッド証券の取引状況、当ファンドの残存信託期間、キャッシュマネジメント等によっては、再投資を行わず、公社債、短期金融商品等による運用を行う場合があります。

\*投資対象とするハイブリッド証券は、繰上償還可能日に償還が約束されているものではありません。

※同一金融機関グループのハイブリッド証券への投資割合は、原則、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

### 2 外貨建て資産については、原則として日本円へ為替のフルヘッジを行い、為替変動リスクを低減する運用を行います。

### 3 年4回(原則、3、6、9、12月の各14日、当該日が休業日の場合は翌営業日)決算を行い、利子・配当等収益を中心に分配を行います。

◆初回決算日は、2012年12月14日(金)となります。

◆将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

◆分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

### 4 2015年9月15日以降、2017年1月10日までの間に基準価額\*が、11,500円以上となった場合には、すみやかに短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による運用\*\*に移行し、繰上償還\*\*\*を行います。

\* 1万口当たりの基準価額とし支払済みの収益分配金(税引前)を含みます。

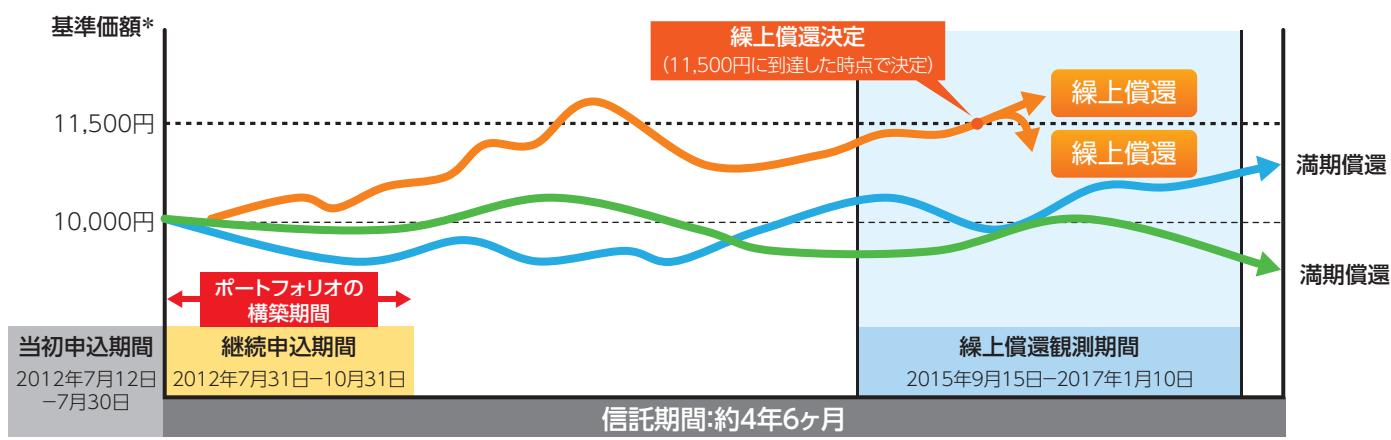
\*\* 安定資産による運用開始以後も繰上償還日までは、基準価額は市況動向等の影響を受けるため、基準価額\*が11,500円を下回ることがあります。

\*\*\* ただし、2017年1月11日以降に基準価額\*が、11,500円以上となった場合には、すみやかに安定資産による運用への移行は行いますが、繰上償還はせず、満期償還として対応します。

基準価額、償還価額が11,500円以上となることを示唆・保証するものではありません。

### 5 2012年10月31日(水)まで購入のお申込みができます。

#### お申込みから償還まで



# ファンドの目的・特色

## ハイブリッド証券とは？

ハイブリッド証券とは、企業の資金調達手段の一つで、法的弁済順位\*が債券と株式の中間に位置する有価証券です。主に、期限付劣後債、永久劣後債、優先出資証券、優先株式等があります。自己資本の増強が求められる日本の金融機関が様々なハイブリッド証券を多数発行しています。

\*法的弁済順位とは、発行体が破綻等となった場合において、債権者等に対する残余財産の弁済順位をいい、弁済順位の高いものから弁済されます。



上記はハイブリッド証券の特性の一部を単純化して示したものであり、すべてのケースにあてはまるとは限りません。

## 主な投資制限

- ◆株式への投資割合には制限を設けません。
- ◆外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

毎決算時(原則として3月、6月、9月、12月の各14日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

### ①分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。

### ②分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

### ③留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

# 投資リスク

## 《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

### ◆ハイブリッド証券(期限付劣後債、永久劣後債、優先出資証券等)への投資に伴う固有のリスク

#### ●弁済順位について

ハイブリッド証券は、一般的に法的な債務弁済順位は株式に優先し、普通社債より劣後します。発行体の倒産や債務不履行があった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません。また、発行体の倒産や国有化などの場合には、ハイブリッド証券の価格が大きく減少すること、または価値がなくなることもあります、当ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

#### ●繰上償還について

ハイブリッド証券は、一般的に繰上償還条項が設定されており、繰上償還日に償還されることを前提に取引されています。市況動向等により予定通りに繰上償還が実施されない場合や、繰上償還されないと見込まれる場合には、ハイブリッド証券の価格が大きく下落することがあります。

#### ●利息・配当の支払いについて

ハイブリッド証券に利息・配当の支払い繰延条項がある場合、発行体の著しい業績悪化等により、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

#### ●制度変更等に関するリスク

将来、ハイブリッド証券にかかる税制の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等があった場合には、税制上・財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下する等の事由により、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

### ◆業種・銘柄集中投資のリスク

当ファンドは、日本の金融機関グループ(銀行本体およびそれぞれの子会社、関連会社を含みます。)が発行するハイブリッド証券に集中的に投資するため、個別の金融機関の業績・財務状況等に加え、金融業界全体に対する法令、規制等の変化による影響を受けます。したがって、幅広い業種に分散して投資するファンドと比べて基準価額の変動が大きくなる場合があります。

### ◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあります、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかつたり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、当ファンドが組入れるハイブリッド証券は、一般的に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いと考えられます。

### ◆価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

# 投資リスク

## ◆信用リスク

有価証券の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている有価証券の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、有価証券の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

また、当ファンドが組入れるハイブリッド証券は、一般的に普通社債と比較して、低い格付が格付機関により付与されています。

## ◆為替変動リスク

当ファンドは原則として、外貨建資産に対して、為替ヘッジを行いますが、全ての為替変動リスクを排除できるものではありません。また円金利よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## 《その他の留意点》

◆クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

◆収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### ◆繰上償還に関するリスク

当ファンドは、平成27年9月15日から平成29年1月10日までの間に、基準価額(支払済みの収益分配金(税引前)を含みます。)が11,500円以上となった場合は、すみやかに短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による運用に移行し、繰上償還を行います。ただし、平成29年1月11日以降に基準価額(支払済みの収益分配金(税引前)を含みます。)が、11,500円以上となった場合には、すみやかに安定資産による運用への移行は行いますが、繰上償還はせず、満期償還として対応します。

※安定資産による運用開始以降も繰上償還日までは、基準価額は市況動向などの影響を受けるため、基準価額(支払済みの収益分配金(税引前)を含みます。)が11,500円を下回ることがあります。

繰上償還となった際は、可能な限りすみやかに行うことを目指しますが、信託事務処理の状況等によっては、繰上償還までに日数がかかる場合があります。

◆当ファンドは、ハイブリッド証券を主要投資対象としますが、発行・流通市場の需給関係等によっては、当初設定時の組入れに時間がかかることや、組入れたハイブリッド証券の繰上償還により、ハイブリッド証券の組入比率が低い状態が続く場合があります。

## 《リスクの管理体制》

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

# 運用実績

当ファンドは、平成24年7月31日から運用を開始する予定であり、以下に記載すべき該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

主要な資産の状況

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

※当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間 平成24年7月12日から平成24年7月30日まで 継続申込期間 平成24年7月31日から平成24年10月31日まで ・平成24年11月1日以降のお申込みは受付けません。
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間 1口当たり1円 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込不可日	ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、お申込みを受付けません。
申込締切時間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成29年2月10日まで(設定日 平成24年7月31日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	委託会社は、平成27年9月15日から平成29年1月10日までの間に基準価額(支払済みの収益分配金(税引前)を含みます。)が11,500円以上となった場合には繰上償還させます。 また、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることができます。
決算日	原則、3月、6月、9月、12月の各14日。(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は平成24年12月14日。
収益分配	毎決算時(年4回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※当ファンドは、分配金を受取る一般コースのみとなります。
信託金の限度額	300億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎年6月、12月の決算時及び償還時に、運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	購入価額に <u>3.15%(税抜3.0%)</u> を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。						
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.7%</u> を乗じた額です。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <u>年率0.9975%(税抜0.95%)</u> を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。運用管理費用(信託報酬)の配分は以下の通りです。 <table border="1"><tr><td>委託会社</td><td>年率0.4725%(税抜0.45%)</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年率0.4725%(税抜0.45%)</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年率0.0525%(税抜0.05%)</td></tr></table>	委託会社	年率0.4725%(税抜0.45%)	販売会社	年率0.4725%(税抜0.45%)	受託会社	年率0.0525%(税抜0.05%)
委託会社	年率0.4725%(税抜0.45%)						
販売会社	年率0.4725%(税抜0.45%)						
受託会社	年率0.0525%(税抜0.05%)						
その他の費用・手数料	◆監査報酬 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.0042%(税抜0.0040%))を乗じた額とします。但し、実際の費用額(年間26.25万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ◆その他の費用(*) ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・売買委託手数料に対する消費税等相当額 ・先物取引・オプション取引及びコール取引等に要する費用 ・外国における資産の保管等に要する費用 ・信託財産に関する租税 ・受託会社の立替えた立替金の利息 等 (*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。						

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成24年5月末現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。